

平成30年度

# 監査年報

—監査のあらまし—

平塚市監査委員事務局

令和元年11月

## 目 次

<b>1 平成 30 年度監査実施状況</b> .....	1
(1) 定期監査 .....	1
ア 一般監査（予算の執行、収入・支出事務、財産管理事務） ..	1
イ 小学校・中学校・公民館の監査 .....	12
(2) 重点監査 .....	18
ア 重点テーマ「公金における現金の管理について」 .....	18
イ 監査対象 .....	18
ウ 監査結果 .....	18
(3) 財政援助団体等監査 .....	19
ア 出資団体監査 .....	19
イ 指定管理者監査 .....	19
(4) 決算審査 .....	21
ア 平成 30 年度平塚市公営企業会計決算意見について .....	21
イ 平成 30 年度一般会計・特別会計決算意見について .....	22
(5) 財政健全化審査 .....	24
ア 平成 30 年度健全化判断比率及び資金不足比率について .....	24
イ 健全化判断比率審査の結果 .....	24
ウ 資金不足比率審査結果 .....	25
(6) 現金出納検査 .....	25
ア 現金出納検査の結果 .....	25
<b>2 住民監査請求</b> .....	26
(1) 年度別請求件数等（過去 5 年間） .....	26
(2) 請求事案及び処理結果（過去 5 年間） .....	26
<b>3 監査の体制</b> .....	27
(1) 監査委員 .....	27
(2) 監査委員事務局 .....	27
<b>4 平成 30 年度を振り返って</b> .....	28

# 1 平成 30 年度監査実施状況

平成 30 年度における監査実施方針に基づき次のとおり監査を実施した。

## (1) 定期監査（地方自治法（以下「法」という。）第 199 条第 4 項）

- ・財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理の監査は、部単位（行政委員会等を含む。）で実施した。対象は、前期（4 月～6 月）は平成 29 年度分、後期（10 月～3 月）は平成 30 年度分とした。
- ・小学校、中学校の予算の執行及び収入・支出事務並びに財産の管理事務、公民館の財産管理事務については 9 月～10 月に現地調査を実施した。

## ア 一般監査（予算の執行、収入・支出事務、財産管理事務）

(ア) 監査対象部局・監査対象課・監査実施日

監査対象部局 (機構順)	監査対象課	監査実施日
企画政策部	情報政策課、 <u>資産経営課</u>	平成 30 年 12 月 27 日
防災危機管理部	災害対策課	平成 30 年 5 月 31 日
総務部	契約検査課、納税課、市民税課、 <u>固定資産税課</u>	平成 30 年 12 月 27 日
産業振興部	農水産課、 <u>商業観光課</u>	平成 30 年 5 月 31 日
公営事業部	<u>事業課</u>	平成 30 年 6 月 27 日
市民部	協働推進課、市民課	平成 30 年 12 月 27 日
福祉部	福祉総務課、生活福祉課	平成 30 年 6 月 27 日
健康・こども部	保育課、 <u>青少年課</u>	平成 30 年 11 月 29 日
環境部	環境政策課、 <u>収集業務課</u>	平成 31 年 1 月 31 日
まちづくり政策部	開発指導課、建築指導課	平成 31 年 2 月 14 日
都市整備部	<u>みどり公園・水辺課</u> 、 <u>建築住宅課</u>	平成 31 年 2 月 14 日
土木部	土木総務課、下水道経営課（一般）下水道整備課（一般）	平成 31 年 2 月 14 日
	下水道経営課（企業）、下水道整備課（企業）	平成 31 年 3 月 28 日
行政委員会等	選挙管理委員会事務局	平成 30 年 11 月 29 日
	議会局	平成 31 年 1 月 31 日
	会計課	平成 31 年 2 月 14 日
学校教育部	<u>教育施設課</u> 、 <u>学校給食課</u> 、 <u>子ども教育相談センター</u>	平成 31 年 1 月 31 日
社会教育部	中央公民館、スポーツ課、 <u>博物館</u>	平成 30 年 4 月 26 日
市民病院	経営企画課、病院総務課、医事課、 <u>改築推進室</u>	平成 31 年 3 月 28 日

※網掛け…財務に関する事務で、指摘及び要望事項があり、措置内容があるもの

下線…財産の管理事務で、指摘事項等の記載があるもの

(イ) 監査結果

a 指摘・要望事項（文書で公表したもの）

指摘事項 16件  
 要望事項 2件 合計 18件

分類

指摘事項	①法令に違反すると認められる事案 ②予算目的に反していると認められる事案 ③不経済な行為又は損害が生じていると認められる事案 ④事務処理等が適切を欠くと認められる事案 ⑤経済性、効率性又は有効性の観点から改善が必要と認められる事案 ⑥事務・事業の執行に当たり、今後、改善又は見直しが必要であると認められる事案 ⑦前回までの監査で指摘事項又は要望事項となっている事案であつて、是正、改善等のための努力又は検討がなされていないと認められるもの
要望事項	要望又は付言をする必要があると認められる事項 (改善を求める事項が監査対象部課にとどまらず他部課にも関連する場合、その事務を総括する部課に対し要望事項として全体的な対応を求める)

・財務に関する事務の執行について、次の記載以外の課については適正に行われているものと認められた。

○ 企画政策部 資産経営課（平成30年12月27日監査実施）

監査の結果	措置の内容
(要望事項) (1) 未利用地等の利活用については、平塚市行財政改革計画（2016-2019）において取り組まれているが、資産経営課の所管である普通財産についてはもとより、各担当課が所管する行政財産についても経年により保有当初の役割を終えていることもあり得るため、資産経営課でより積極的に携わり地域住民による利用や売却などを一層計画的かつ迅速に進め、本市としての資産の有効な利活用を努められたい。	(1) 普通財産につきましては、定期的に土地の情報と市内の利活用要望とのマッチングを行い、速やかに利活用できるように取り組んでおります。 各担当課が所管する行政財産につきましては、必要性や重要度についての検討を促し、財産の有効活用が可能となるよう努めてまいります。

○ 総務部 固定資産税課（平成30年12月27日監査実施）

監査の結果	措置の内容
(指摘事項) (1) 収入事務については、コンビニエンスストアでの各種証明書の交付に係る手数料の私人徴収委託の告示に遅延があったので、地方自治法施行令等に則り事務処理の方法を再度確認し、今後の事務の執行にあたり	(1) 収入事務について、コンビニエンスストアでの各種証明書の交付に係る手数料の私人徴収委託の告示が遅れた原因は、地方自治法施行令第158条第2項の理解不足から生じたことであります。

<p>適正な措置を講じられたい。</p>	<p>また、告示に係る業務内容が、二課に跨っていたため、双方において明確な役割分担が、事前に協議されていなかったことも原因のひとつであります。</p> <p>告示の未実施が確認された後は、行政総務課及び関係課と協議し、速やかに手続きを行い、告示を行っております。</p> <p>今後については、改めて業務に関連する法令等の趣旨を理解し、告示内容が複数課に関係する場合は、手続き等が遅延することのないよう事前に協議すると共に、適切な事務処理を行います。</p>
----------------------	---

○ 産業振興部 農水産課（平成30年5月31日監査実施）

監査の結果	措置の内容
<p>(指摘事項)</p> <p>(1) 収入事務については、行政財産使用料等に納期限の未設定が多数あり、県支出金等において調定伝票を交付決定によらない起票日で作成した誤りがあった。</p> <p>支出事務では、補助金等において支出負担行為の整理時期の誤りが多数あった。契約事務では、委託料等の執行にあたり平塚市契約規則で定める契約書の省略ができる場合に該当しないにもかかわらず契約書を作成せず請書により契約をしていた誤りがあり、役務費においては1者から徴取した見積書により随意契約を行う際に同規則の適用条項の誤りがあった。また補助金では実績報告書の提出が補助金交付要綱に定められた期限より遅延していたものがあった。</p> <p>前回の監査時には適正に事務を執行していたにもかかわらず、今回は誤りの量・質ともに問題が生じている。原因をしっかりと分析した上で、平塚市財務規則等に則り今後の事務の執行にあたり適正な措置を講じられたい。</p>	<p>(1) 収入事務及び支出事務においては、これまで事務処理チェックシートを作成し対応しておりましたが、活用の徹底や、歳入に関する記載が不足しておりました。</p> <p>今回の監査結果を受け、歳入調定等の不足していた事務処理を加えるとともに、指摘のあった事務処理項目等を強調するなどにより、チェックシートを作り直しました。また、担当間での確認と合わせ、担当長や課長におけるチェックの徹底が継続するように、朝礼や終礼時を活用し、チェックシートの活用周知等を定期的に行い、適正な事務執行を図ってまいります。</p>

○ 産業振興部 商業観光課（平成30年5月31日監査実施）

監査の結果	措置の内容
<p>(指摘事項)</p> <p>(1) 収入事務において、自動販売機設置許可に係る管理料に納期限の未設定があった。</p> <p>契約事務では、委託料において月次報告書に仕様書で定めた翌月の作業計画表及び報告期日がないものがあったほか、契約書類が保存さ</p>	<p>(1) 自動販売機設置許可に係る収入事務については、「平塚市公共施設自動販売機設置許可に係る管理料に関する要綱」において、「管理料の納付期日は、市長が設置者と協議し定める」こととなっていることから、要綱に則り、改めて</p>

<p>れていないものがあつた。また補助金では、補助金交付要綱に定められた交付申請書又は実績報告書に添付すべき書類が添付されていないものがあつた。</p> <p>平塚市財務規則等に則り事務の方法を再度確認し、今後の事務の執行にあたり適正な措置を講じられたい。</p>	<p>設置者と協議し、納期限を設定することとしました。</p> <p>契約事務について、仕様書で定めた翌月の作業計画表の提出につきましては、作業内容が各月同様であることから、仕様書の内容を見直し、仕様書に年間の作業計画表を添付する形に変更することで、翌月の作業計画表の提出を不要とすることとしました。月次報告書への報告期日の記載につきましては、様式を改め、期日欄を設けることとしました。契約書類については、新たに作成した管理シートによる確認を行うことで、書類の適正な管理、保存に努めます。</p> <p>補助金交付申請書等に関する添付書類については、補助対象団体に対し、会議等を通じ提出書類について周知徹底するとともに、当課においても複数人による確認作業を行うことにより、適正な事務の執行に努めます。</p>
--	--

○ 公営事業部 事業課（平成30年6月27日監査実施）

監査の結果	措置の内容
<p>(指摘事項)</p> <p>(1) 収入事務については、調定伝票を売店賃貸料においては賃貸借契約書に定める時期より後に、また払戻し及び返還金時効収入においては自転車競技法に定められた時効が成立するより前の日付で作成した誤りがあつた。その他競輪場施設利用料等に納期限の未設定が多数あつたので、平塚市財務規則に則り事務の方法を再度確認し、今後の事務の執行にあたり適正な措置を講じられたい。</p>	<p>(1) 調定伝票の作成誤りの原因は、確認不足から発生したものであるため、今後は調定伝票の作成日及び納付書の納付期限を設定する際は、副担当者とダブルチェックを行うことで、日付の誤りや設定漏れが生じないよう適正に事務処理を行います。</p>

○ 市民部 協働推進課（平成30年12月27日監査実施）

監査の結果	措置の内容
<p>(指摘事項)</p> <p>(1) 支出事務については、委託料において納品書の宛名が平塚市長ではなく施設名となつていた誤りが前回に引続き複数見受けられたので、今後の事務の執行にあたり適正な措置を講じられたい。</p>	<p>(1) 納品書の誤りの原因は、確認不足から発生したものであるため、支出事務を行う際には担当内でダブルチェックを行うことで、今後は誤りが生じないよう適正に事務処理を行います。</p>

○ 市民部 市民課（平成30年12月27日監査実施）

監査の結果	措置の内容
<p>(指摘事項)</p> <p>(1) 収入事務については、コンビニエンスストアでの各種証明書の交付に係る手数料の私人徴収委託の告示に遅延があったので、地方自治法施行令等に則り事務処理の方法を再度確認し、今後の事務の執行にあたり適正な措置を講じられたい。</p>	<p>(1) 収入事務について、コンビニエンスストアでの各種証明書の交付に係る手数料の私人徴収委託の告示が遅れた原因は、地方自治法施行令第158条第2項の理解不足から生じたことであります。</p> <p>また、告示に係る業務内容が、二課に跨っていたため、双方において明確な役割分担が、事前に協議されていなかったことも原因のひとつであります。</p> <p>告示の未実施が確認された後は、行政総務課及び関係課と協議し、速やかに手続きを行い、告示を行っております。</p> <p>今後については、改めて業務に関連する法令等の趣旨を理解し、告示内容が複数課に関係する場合は、手続き等が遅延することのないよう事前に協議すると共に、適切な事務処理を行います。</p>

○ 福祉部 福祉総務課（平成30年6月27日監査実施）

監査の結果	措置の内容
<p>(指摘事項)</p> <p>(1) 収入事務については、行政財産使用料等に納期限の未設定及び納入者による納付の遅延が多数あり、また国庫支出金では調定を当初交付決定時ではなく変更交付決定時に作成していた誤りがあった。</p> <p>契約事務については、委託料において契約書に定められた経費の精算及び委託事務の執行報告書の提出期限が実際の業務にそぐわないものがあり、また需用費の執行にあたり平塚市契約規則で定める契約書を省略できる場合に該当しないにもかかわらず契約書を作成せず見積書により行っていたものがあった。</p> <p>平塚市財務規則等に則り事務処理の方法を再度確認し、今後の事務の執行にあたり適正な措置を講じられたい。</p>	<p>(1) 納期限の未設定については、財務規則等の理解不足のために生じたことであり、今後は適正な納期限を設定していきます。</p> <p>納入者による納付遅延については、納入の確認不足によるためであり、今後はこまめに納入状況をチェックし、遅れそうな納入者には連絡して遅延のないよう促していきます。</p> <p>国庫支出金の調定期限の誤りについては、今後は財務規則を確認しながら事務を進めていきます。</p> <p>委託料の契約については、事業終了後30日以内の精算になっていますが、実務実態に合っていないため、今後は適切な時期を契約書に定めていきます。</p> <p>需用費の契約については、緊急な修繕であり契約書が省略できるものと誤って解釈してしまったため、今後は財務規則等を確認して適切な事務処理を行っていきます。</p>

○ 健康・子ども部 青少年課（平成30年11月29日監査実施）

監査の結果	措置の内容
<p>(指摘事項)</p> <p>(1) 契約事務については、委託料において契約書では受注者が業務の一部を再委託しようとするときは、書面により事前に市の承認を得なくてはならないとなっているにもかかわらず、口頭での手続きにより実施していたものがあつたので、契約書及び平塚市契約規則に基づき事務処理の方法を再度確認し、今後の事務の執行にあたり適正な措置を講じられたい。</p>	<p>(1) 契約事務の執行にあたり、関係職員が契約内容を十分に確認し、平塚市契約規則に基づいた処理を実施します。併せて複数の職員によるチェックも実施します。</p> <p>今回指摘のありました業務の一部の再委託については、契約内容に基づき、書面による手続きを速やかに実施しました。</p>

○ 環境部 環境政策課（平成31年1月31日監査実施）

監査の結果	措置の内容
<p>(指摘事項)</p> <p>(1) 支出事務については、報償費において実施要領の定めとは異なる手順で支払いが行われていたものがあり、また、資金前渡を受けた費目について確認検収者の誤りなどが複数あつたので、事務処理の方法を再度確認し、今後の事務の執行にあたり適正な措置を講じられたい。</p>	<p>(1) 生ごみ自家処理に関する講座及び相談会の講師を務めた相談員に支払う謝礼につきましては、平塚市生ごみ自家処理相談業務実施要領(以下「実施要領」という。)第12条に基づく生ごみ自家処理活動報告書(第2号様式)を受けた後、実施要領第13条にしたがい支払うことを徹底いたします。</p> <p>報償費の資金前渡にかかる確認検収を所属長が行うことにつきましては、課内で再確認し、誤りを繰り返さないようにいたします。</p>

○ 環境部 収集業務課（平成31年1月31日監査実施）

監査の結果	措置の内容
<p>(指摘事項)</p> <p>(1) 収入事務については、市有土地貸付料において納付期限が未設定だったので、平塚市財務規則に則り事務処理の方法を再度確認し、今後の事務の執行にあたり適正な措置を講じられたい。</p>	<p>(1) 今後は、平塚市財務規則に則り納付期限を設定するとともに、普通財産使用決定通知書にその旨を記載します。</p>



○ 都市整備部 みどり公園・水辺課（平成31年2月14日監査実施）

監査の結果	措置の内容
<p>(指摘事項)</p> <p>(1) 収入事務については、指定管理者に徴収業務を委託している湘南ひらつかビーチセンター使用料において、平塚市都市公園条例に定められた10円未満の端数の取扱いが正しく行われていなかったため、調定額が誤っているものがあった。</p> <p>契約事務については、使用料及び賃借料において車両の再リースにあたり、「平塚市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則」に定められた耐用年数から算出される長期継続契約ができる期間を超えているにもかかわらず、長期継続契約を結んだ誤りがあった。</p> <p>指定管理者への適正な管理を指導するとともに、事務処理の方法を再度確認し、今後の事務の執行にあたり適正な措置を講じられたい。</p>	<p>(1) 誤って算定されたビーチセンター使用料について、再計算した正しい使用料が納付されています。また、市と指定管理者との定例会議で、再発防止に向けて注意するとともに、使用料算定の他不明な点があった場合は市に相談する旨伝えました。</p> <p>車両の再リースについて、該当車両が更に長期使用可能と判断し、長期継続契約を結んだところですが、契約の相手方と協議し、契約期間の変更ができる契約については、単年度の契約に変更しました。</p> <p>今後十分注意し、適切な事務処理に努めてまいります。</p>

○ 都市整備部 建築住宅課（平成31年2月14日監査実施）

監査の結果	措置の内容
<p>(指摘事項)</p> <p>(1) 契約事務については、施設管理運営委託料において契約書に定めた報告を求める事項と実際の報告事項に乖離があったので、平塚市契約規則等に則り事務処理の方法を再度確認し、今後の事務の執行にあたり適正な措置を講じられたい。</p>	<p>(1) 指摘事項については、契約書条文の確認不足が原因であり、契約事務を行う際には、委託内容により条文の再確認を徹底してまいります。</p> <p>今後は、平塚市契約規則等に則り適正な事務の執行に努めます。</p>

○ 選挙管理委員会事務局（平成30年11月29日監査実施）

監査の結果	措置の内容
<p>(要望事項)</p> <p>(1) 本市の投票率は、全国的な課題である若年層への意識啓発を行うなど、その向上を図っているものの低い状況にあるので、現在の業務を改めて確認し、公正かつ正確な選挙の執行と併せて投票率向上のための方策を検討されたい。</p>	<p>(1) 投票の利便性及び投票率向上のため、平成31年4月執行の統一地方選挙から、期日前投票所を1か所増設いたします。また、通勤、通学のため駅を利用する有権者や駅南側にお住まいの有権者の利便性向上のため、駅周辺施設への期日前投票所の設置について、施設管理者と協議してまいります。</p> <p>さらに、若年層有権者の投票率向上のため、引き続き、教育委員会や高等学校等と連携し、選挙出前授業や模擬投票を実施するなど、政治や選挙に関心をもってもらう啓発活動を継続してまいります。</p>

○ 学校教育部 教育施設課 (平成 31 年 1 月 31 日監査実施)

監査の結果	措置の内容
<p>(指摘事項)</p> <p>(1) 支出事務については、便所清掃業務委託において仕様書に定めた清掃回数に満たない内容の実績報告書について調査等をせず履行確認を行っていたものがあつたので、事務処理の方法を再度確認し、今後の事務の執行にあたり適正な措置を講じられたい。</p>	<p>(1) 便所清掃業務委託については、規定の清掃回数を満たしていたにもかかわらず、報告書の記載に誤りがあり、そのまま履行確認を行ってしまいました。今後は毎月の実績報告の内容を確認したうえで支出事務を行うよう、チェック体制を強化し、再発防止に努めます。</p>

○ 社会教育部 中央公民館 (平成 30 年 4 月 26 日監査実施)

監査の結果	措置の内容
<p>(指摘事項)</p> <p>(1) 収入事務において、前回に引き続き公民館施設使用料の納入者による納入遅延及び自動販売機設置許可にかかる管理料の納入者による報告書提出遅延があつた。いずれも納入者が期限を厳守するよう実効性のある指導をされたい。</p> <p>支出事務においては委託業務の確認検収印が漏れていたものがあり、契約事務においては随意契約により物品の修繕を行った際に、平塚市契約規則に定める条項の適用誤りがあつたので、平塚市財務規則等に則り事務処理の方法を再度確認し、今後の事務の執行にあたり適正な措置を講じられたい。</p>	<p>(1) 納入遅延については、当該納入者と直接面談の機会を設け、遅延しないよう指導しました。報告書の提出遅延についても同様に、当該納入者に指導しました。また、期限の管理をしやすくするため、各自動販売機設置者からの報告書の提出を四半期毎に統一しました。</p> <p>確認検収印については、執行の際の再確認を徹底し、会計課などの審査後も再確認して、漏れないよう対応します。また、物品の修繕の際の市契約規則条項適用誤りにおいても、執行時に規則等と照らし合わせ、適正に事務を執行します。</p>

○ 市民病院 経営企画課 病院総務課 医事課 改築推進室 (平成 31 年 3 月 28 日監査実施)

監査の結果	措置の内容
<p>(指摘事項)</p> <p>(1) 委託契約事務において、病院広報誌作成業務の一部業務を再委託する際、書面による承諾を得ていなかったものや、契約書の契約者名が事業管理者ではなく病院長となっていたものがあつた。</p> <p>また、賃貸借契約事務において、共有名義の駐車場用地の賃貸借契約に当たり、委任状等の書類が不足しているにもかかわらず、一部の土地所有者と契約を締結していたものがあつた。</p> <p>さらに、修繕にかかる契約事務では、複数の契約において修繕契約約款に定めた完了届が提出されていなかったものがあつたほか、各種保険契約事務では、自動車損害共済の解約手続きの一部が遅延しているものがあつた。</p>	<p>(1) 一部業務を再委託する際は、口頭で承諾していたものの、書面による承諾を行っていませんでしたので、契約の規定を再認識し、規定どおり処理することを徹底します。また、契約者名は、書類作成及び決裁時の複数回の確認を徹底し、誤りを防止します。</p> <p>共有名義の駐車場用地の賃貸借契約に必要な委任状について、令和元年度から取得するようにしました。今後も契約締結にあたり委任状の取得を徹底します。</p> <p>令和元年度から備品(医療機器等)の修繕と、施設(空調機等)修繕の修繕契約約款をそれぞれ別に作成し運用します。備品の修繕については、部品類の交換が多いため、完了届の提出は</p>

<p>平塚市契約規則等に則り事務処理の方法を再度確認し、今後の事務の執行に当たり適正な措置を講じられたい。</p>	<p>求めず、作業報告書にて終了したことを確認します。施設修繕については、工事の完了と同様に完了届を提出させ、終了したことを確認します。</p> <p>各種保険契約事務については、期限を確認し、細心の注意を払い適正な事務を行うよう努めます。</p>
---	--

b 主な指摘項目 (a の指摘事項を含む。)

- (a) 歳入
- (i) 指摘した課 9課
  - (ii) 主な指摘項目 下記表参照
- (b) 歳出
- (i) 指摘した課 11課
  - (ii) 主な指摘項目 下記表参照

分類

未作成	作成すべき書類を作成していない
時期誤り	書類の日付の記載(時期)に誤りがある
金額誤り	金額の記載に誤り(未更正を含む。)がある
その他の記載誤り、漏れ	日付、金額以外の記載に誤りがある
印漏れ、誤り	押印が漏れて(誤って)いる
(入札)適用条項誤り	入札にあたっての適用条項に誤りがある
(随意契約)適用条項誤り	随意契約にあたっての適用条項に誤りがある
実態との乖離	契約と実態との乖離がある
その他の誤り(上記以外)	上記以外の誤りがある

	主な指摘項目
歳入 59件	調定 <ul style="list-style-type: none"> <li>・時期誤り 8件</li> <li>・金額誤り 1件</li> </ul> 納入通知書兼領収書または納付書 <ul style="list-style-type: none"> <li>・時期誤り・漏れ・未設定 34件</li> </ul> その他収入関係 <ul style="list-style-type: none"> <li>・未作成 2件</li> <li>・時期誤り・漏れ・未設定 11件</li> <li>・実態との乖離 3件</li> </ul>
歳出 54件	契約書 <ul style="list-style-type: none"> <li>・未作成 4件</li> <li>・その他の記載誤り・漏れ 1件</li> <li>・実態との乖離 6件</li> <li>・その他の誤り(上記以外) 2件</li> </ul> 執行伺 <ul style="list-style-type: none"> <li>・時期誤り 8件</li> <li>・その他の記載誤り、漏れ 2件</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・印漏れ、誤り 11件</li> <li>・随意契約適用条項誤り 4件</li> <li>・その他の誤り 1件</li> </ul> <p>納品書、完成届、実績報告書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・時期誤り 2件</li> <li>・その他の記載誤り 7件</li> <li>・実態とのかい離 3件</li> </ul> <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・その他の誤り 3件</li> </ul>
--	--

・財産の管理事務については、次の記載以外の課については良好に管理されていた。

a 指摘事項があった財産

○ 環境部 収集業務課（平成31年1月31日監査実施）

監査の結果	措置の内容
<p>(指摘事項)</p> <p>(1) ごみステーション用地</p> <p>用地の管理を開始した時点または開始後に、用地内に電柱等が設置されていたのにもかかわらず、その確認を怠っていたため平塚市市有財産規則に基づく手続きをしていなかった期間があった。所管する市有財産の管理を徹底するとともに、今後の事務の執行にあたり適正な措置を講じられたい。</p>	<p>(1) ごみステーション用地</p> <p>今後は、土地の市への帰属の際に建造物の有無を確認するとともに、遅滞なく、市有財産の借り受け手続きが行えるよう、申請者と調整を図りながら適正に事務を行います。</p>

○ 都市整備部 みどり公園・水辺課（平成31年2月14日監査実施）

監査の結果	措置の内容
<p>(指摘事項)</p> <p>(1) 文化公園</p> <p>平塚市都市公園条例に基づく公園占用許可及び公園使用料減免にかかる書類が適切に保存されていないものがあったので、今後の事務の執行にあたり適正な措置を講じられたい。</p>	<p>(1) 文化公園</p> <p>代替措置として、占用申請者が保管している許可書を複写し、保存しました。</p> <p>今後十分注意し、適正な文書保存に努めてまいります。</p>

b その他の財産

○ 産業振興部 商業観光課（平成30年5月31日監査実施）

施設名	監査結果
紅谷町まちかど広場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・B1倉庫 排気ダクトガラリへの埃の堆積</li> <li>・1階 給排気塔吸気ガラリの防虫網目詰まりによる給排気ファンへの負荷</li> <li>・1階地上部 歩道境界にある細幅グレーチングの目詰まり</li> </ul>

○ 公営事業部 事業課（平成30年6月27日監査実施）

施設名	監査結果
平塚競輪場	平成29年度に実施した建築基準法第12条の定めに基づく点検において、非常用照明の不点灯、外壁コンクリートの爆裂、天井仕上げ材の脱落など、改善を要するとされたものが54か所あり、うち未対応の部分が41か所あった。

○ 学校教育部 学校給食課（平成31年1月31日監査実施）

施設名	監査結果
東部学校給食共同調理場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1階玄関の天井、梁に雨漏り、塗装剥離</li> <li>・2階北側通路の梁・壁にクラックあり</li> </ul>
北部学校給食共同調理場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外壁モルタルに剥離・浮きあり</li> <li>・玄関横 屋根モルタルに剥離あり</li> </ul>

○ 学校教育部 子ども教育相談センター（平成31年1月31日監査実施）

施設名	監査結果
子ども教育相談センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・網戸枠の腐食劣化</li> <li>・サッシに錆、網戸の劣化・開閉不良</li> <li>・プレイルーム等の壁に陥没、クロスめくれ</li> <li>・手摺の一部にぐらつき</li> <li>・照明器具の安定器不具合</li> </ul>

○ 社会教育部 博物館（平成30年4月26日監査実施）

施設名	監査結果
平塚市博物館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2階展示室では非常用照明器具の照度障害があった。また屋上の冷水膨張タンクの通気口防虫網に錆による欠損があった。</li> <li>・照度障害については、利用者の安心・安全を最優先とした施設の維持管理に努められたい。</li> </ul>

## イ 小学校・中学校・公民館の監査

(ア) 対象施設 (平成 30 年 10 月 31 日監査実施 (平成 30 年 9 月に現地調査))

小学校 10 校	旭、岡崎、金田、土屋、吉沢、金目、勝原、松延、みずほ、山下
中学校 5 校	土沢、金旭、山城、金目、旭陵
公民館 9 館	須賀、富士見、大野、四之宮、松が丘、南原、横内、大神、旭北
計 24 施設	

(イ) 監査結果

a 小学校、中学校

- (a) 経理事務の状況 適正  
 (b) 備品の管理状況 良好  
 (c) 施設の管理状況 次の記載以外については良好に管理されていた。  
 要望事項 1 件 (学校施設)

小学校 10 校

小学校名	監査結果
旭小学校	1 経理事務については、適正に処理されていると認められた。 2 施設については、総体的に良好に管理されていたが、維持管理上次の箇所は補修又は経過観察を要すると認められた。 ・南棟校舎 排水ドレーン詰まり、押えモルタル破損 (屋上) ・北棟校舎 小便器タイル破損 (2階男子トイレ) ・北棟校舎 伸縮目地より雑草、フェンス基礎破損、屋上廻りパラペットの立ち上がりクラック、排水ドレーン詰まり 押えモルタル破損 (屋上) 3 備品については、備品 332 点中 44 点を実査し、良好に管理されていた。
岡崎小学校	1 経理事務については、適正に処理されていると認められた。 2 施設については、総体的に良好に管理されていたが、維持管理上次の箇所は補修又は経過観察を要すると認められた。 ・本校舎 外装仕上げ爆裂 (屋上) ・南棟校舎 伸縮目地より雑草 (屋上) ・体育室 窓ガラス割れ (2階音楽室付近) 3 備品については、備品 267 点中 45 点を実査し、良好に管理されていた。
金田小学校	1 経理事務については、適正に処理されていると認められた。 2 施設については、総体的に良好に管理されていたが、維持管理上次の箇所は補修又は経過観察を要すると認められた。 ・南棟校舎 フローリングブロック段差 (1階職員室) ・北棟校舎 排水ドレーン詰まり、伸縮目地より雑草 (屋上) 3 備品については、備品 297 点中 44 点を実査し、良好に管理されていた。
土屋小学校	1 経理事務については、適正に処理されていると認められた。 2 施設については、総体的に良好に管理されていたが、維持管理上次の箇所は補修又は経過観察を要すると認められた。

小学校名	監査結果
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校舎 軒天・軒先の塗装劣化、破損・鉄筋露出（1階作業室前）</li> <li>・校舎 樋雨漏り（1階更衣室北側）</li> <li>・校舎 外装仕上げシーリング破損（1階準備室前）</li> <li>・校舎 外部柱破損・鉄筋露出（1階放送室前）</li> <li>・校舎 伸縮目地破損、排水ドレーン雑草、笠木モルタル等 破損・鉄筋露出（屋上）</li> <li>・体育室 外部軒天・軒先にクラック、塗装劣化、爆裂・鉄筋露出（1階体育室北側と玄関前）</li> <li>・体育室 排水ドレーンに雑草（屋上）</li> </ul> <p>3 備品については、備品165点中45点を実査し、良好に管理されていた。</p>
吉沢小学校	<p>1 経理事務については、適正に処理されていると認められた。</p> <p>2 施設については、総体的に良好に管理されていた。</p> <p>3 備品については、備品265点中45点を実査し、良好に管理されていた。</p>
金目小学校	<p>1 経理事務については、適正に処理されていると認められた。</p> <p>2 施設については、総体的に良好に管理されていたが、維持管理上次の箇所は補修又は経過観察を要すると認められた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・南棟校舎 屋上シート防水破損、浮き</li> </ul> <p>3 備品については、備品313点中45点を実査し、良好に管理されていた。</p>
勝原小学校	<p>1 経理事務については、適正に処理されていると認められた。</p> <p>2 施設については、総体的に良好に管理されていたが、維持管理上次の箇所は補修又は経過観察を要すると認められた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・南棟校舎 排水詰まり（2階PTA室付近屋上）</li> <li>・南棟校舎 排水ドレーンカバー無し（屋上）</li> </ul> <p>3 備品については、備品337点中44点を実査し、良好に管理されていた。</p>
松延小学校	<p>1 経理事務については、適正に処理されていると認められた。</p> <p>2 施設については、総体的に良好に管理されていたが、維持管理上次の箇所は補修又は経過観察を要すると認められた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・南門前 排水溝に雑草</li> <li>・校舎 扉破損開閉不良（1階男子トイレ）</li> <li>・校舎 外部軒天塗装剥がれ（1階玄関前）</li> <li>・校舎 排水ドレーンに雑草（屋上）</li> </ul> <p>3 備品については、備品310点中44点を実査し、良好に管理されていた。</p>
みずほ小学校	<p>1 経理事務については、適正に処理されていると認められた。</p> <p>2 施設については、総体的に良好に管理されていたが、維持管理上次の箇所は補修又は経過観察を要すると認められた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・校舎 防水層破断（2階東側便所の北側屋根）</li> </ul> <p>3 備品については、備品217点中44点を実査し、良好に管理されていた。</p>
山下小学校	<p>1 経理事務については、適正に処理されていると認められた。</p>

小学校名	監査結果
	<p>2 施設については、総体的に良好に管理されていたが、維持管理上次の箇所は補修又は経過観察を要すると認められた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・校舎 伸縮目地、排水ドレーンより雑草（屋上）</li> <li>・屋内運動場 排水ドレーン詰まり（屋上）</li> </ul> <p>3 備品については、備品337点中45点を実査し、良好に管理されていた。</p>

中学校 5校

中学校名	監査結果
土沢中学校	<p>1 経理事務については、適正に処理されていると認められた。</p> <p>2 施設については、総体的に良好に管理されていたが、維持管理上次の箇所は補修又は経過観察を要すると認められた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中棟校舎 外部躯体コンクリート爆裂（北・東）</li> <li>・中棟校舎 屋根ケラバモルタルクラック落下</li> </ul> <p>3 備品については、備品318点中55点を実査し、良好に管理されていた。</p>
金旭中学校	<p>1 経理事務については、適正に処理されていると認められた。</p> <p>2 施設については、総体的に良好に管理されていたが、維持管理上次の箇所は補修又は経過観察を要すると認められた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中棟校舎 外部躯体の損傷</li> <li>・中棟校舎 保護コンクリート目地・排水ドレーン廻り植物繁茂（屋上）</li> <li>・北棟校舎 屋上高架水槽が基礎の上に直置き（既存不適格）</li> <li>・北棟校舎 庇上躯体爆裂（屋上）</li> <li>・北棟校舎 躯体劣化（外階段上裏）</li> <li>・北棟校舎 3階柱型欠損</li> <li>・北棟校舎 手摺なし（2階（外）階段）（既存不適格）</li> <li>・北棟校舎 外壁タイル浮き（1階昇降口前）</li> <li>・屋内運動場 排水ドレーン廻り、水たまり（屋根）</li> </ul> <p>3 備品については、備品471点中55点を実査し、良好に管理されていた。</p>
山城中学校	<p>1 経理事務については、適正に処理されていると認められた。</p> <p>2 施設については、総体的に良好に管理されていたが、維持管理上次の箇所は補修又は経過観察を要すると認められた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・技術科棟校舎 軒下躯体爆裂（木工室南東側）</li> <li>・校舎 給気口なし（1階家庭科室&lt;調理&gt;）</li> <li>・校舎 給排水管（埋没管）露出（1階理科室&lt;科学&gt;前）</li> <li>・校舎 外階段手摺なし（既存不適格）</li> <li>・校舎 内部躯体の損傷（クラック・爆裂）（屋上）</li> <li>・ポンプ室 給水ポンプ漏水</li> </ul> <p>3 備品については、備品425点中55点を実査し、良好に管理されていた。</p>



中学校名	監査結果
金目中学校	<p>1 経理事務については、適正に処理されていると認められた。</p> <p>2 施設については、総体的に良好に管理されていたが、維持管理上次の箇所は補修又は経過観察を要すると認められた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・校舎 外部躯体の劣化・損傷、柱型タイル浮き</li> <li>・校舎 保護コンクリート目地、排水ドレイン廻り植物繁茂等（屋根屋上）</li> <li>・校舎 排水ドレインに目皿が使用（排水ドレインに交換）</li> <li>・技術科棟校舎 保護コンクリート目地、植物繁茂</li> </ul> <p>3 備品については、備品359点中54点を実査し、良好に管理されていた。</p>
旭陵中学校	<p>1 経理事務については、適正に処理されていると認められた。</p> <p>2 施設については、総体的に良好に管理されていたが、維持管理上次の箇所は補修又は経過観察を要すると認められた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・校舎 オーバーフロー管破損（受水槽）</li> <li>・校舎 屋内運動場 プール附属棟 保護コンクリート目地、排水ドレイン廻り植物繁茂（屋根面）</li> <li>・校舎 外部躯体軒裏鉄筋露出、錆</li> </ul> <p>3 備品については、備品524点中54点を実査し、良好に管理されていた。</p>

○ 要望事項

学校施設において、是正を要する事項とは別に、建設当時の法律等には適合していたが現行の法律等には適合しない既存不適格である事項が見受けられた。既存不適格については、今後の大規模改修等の中での解消を検討するとともに、施設の運用を工夫し児童生徒の安全・安心の確保のために努められたい。

b 公民館

- (a) 備品の管理状況 良好
- (b) 施設の管理状況 次の記載以外については良好に管理されていた。

公民館 9館

公民館名	監査結果
須賀公民館	<p>1 施設については、総体的に良好に管理されていたが、維持管理上次の箇所は補修又は経過観察を要すると認められた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋根細かいひびあり</li> <li>・渡り階段 老朽化</li> <li>・外壁（目地含む） 細かいひびあり</li> <li>・更衣室裏 面格子にゆるみあり</li> <li>・ホール等 窓ガラスにひびあり</li> <li>・コンクリート擁壁 細かいひびあり</li> <li>・和室手前の非常灯 消灯すべき箇所が常灯</li> </ul> <p>2 備品については、備品29点中29点を実査し、良好に管理されていた。</p>
富士見公民館	<p>1 施設については、総体的に良好に管理されていたが、維持管理上次の箇所は補修又は経過観察を要すると認められた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋根の仕上げにひび割れ</li> <li>・屋根パラペットにひびあり</li> </ul>

公民館名	監査結果
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外壁一部、自転車置場上屋に塗膜の剥がれ、錆汁あり</li> <li>・1、2階湯沸室の灯具に錆びあり</li> <li>・館内非常灯照明不点灯</li> </ul> <p>2 備品については、備品36点中36点を実査し、良好に管理されていた。</p>
大野公民館	<p>1 施設については、総体的に良好に管理されていた。</p> <p>2 備品については、備品35点中35点を実査し、良好に管理されていた。</p>
四之宮公民館	<p>1 施設については、総体的に良好に管理されていたが、維持管理上次の箇所は補修又は経過観察を要すると認められた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋根 防水シート浮き、破れ</li> <li>・屋根（2階東側バルコニー）パラペットにひび割れ、剥離あり</li> <li>・屋上テレビアンテナ支柱に錆、フェンスに錆・剥離あり</li> <li>・外壁の塗膜剥がれ、亀裂あり</li> <li>・1階女子トイレ、外階段のモルタル・タイル浮きあり</li> <li>・外壁鉄筋の露出あり</li> <li>・外壁目地の亀裂、剥離あり シール材の硬化、剥離あり</li> <li>・ガラスの周辺に衝突の危険性のあるものあり（事務室テレビ）</li> <li>・内装シミあり（調理室等）</li> <li>・テレビの転倒落下対策未対応</li> <li>・事務室柵未固定</li> <li>・コンクリート塀亀裂あり</li> <li>・南側境界の塀傾きあり</li> </ul> <p>2 備品については、備品28点中27点を実査し、良好に管理されていた。</p>
松が丘公民館	<p>1 施設については、総体的に良好に管理されていたが、維持管理上次の箇所は補修又は経過観察を要すると認められた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋根 コンクリート目地に浮きあり</li> <li>・1階給湯室 天井に雨漏りの染みあり</li> <li>・事務室 テレビ転倒防止未対応</li> <li>・建物北側 外灯器具破損あり</li> <li>・建物南側敷地内 外灯ポール錆あり</li> </ul> <p>2 備品については、備品37点中37点を実査し、良好に管理されていた。</p>
南原公民館	<p>1 施設については、総体的に良好に管理されていたが、維持管理上次の箇所は補修又は経過観察を要すると認められた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋根一部に割れ・剥がれ、屋上設置物の錆・劣化あり</li> <li>・外壁全体に塗膜の剥がれクラックあり</li> <li>・西側外壁・2階ホール南側 外壁等鉄筋露出、錆汁あり</li> <li>・建具等錆あり</li> <li>・1階会議室南側窓、裏口扉の閉まりが悪い</li> <li>・1階会議室 天井等漏水等の染みあり</li> <li>・2階トイレ タイル剥がれあり</li> <li>・テレビ台、音響機器等防振対策なし</li> </ul>

公民館名	監査結果
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホールスピーカー置き等に腐食あり</li> <li>・ホール倉庫物等落下の恐れあり</li> <li>・コンクリート塀等損傷あり（正面東側、正面西）</li> <li>・金属フェンス錆あり</li> <li>・冷暖房機器 劣化による腐食変形あり</li> <li>・1階男性手洗い場 灯具錆あり</li> <li>・分電盤無施錠</li> <li>・1階会議室等 非常灯照明等作動不良</li> </ul> <p>2 備品については、備品34点中34点を実査し、良好に管理されていた。</p>
横内公民館	<p>1 施設については、総体的に良好に管理されていたが、維持管理上次の箇所は補修又は経過観察を要すると認められた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋上テレビアンテナ、フェンスひびあり</li> <li>・内壁亀裂から浸水あり</li> <li>・一部内装材の剥離あり</li> <li>・外構の入口左のコンクリート壁に一部破損あり</li> <li>・灯具一部錆あり</li> </ul> <p>2 備品については、備品25点中23点を実査し、良好に管理されていた。</p>
大神公民館	<p>1 施設については、総体的に良好に管理されていたが、維持管理上次の箇所は補修又は経過観察を要すると認められた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外壁の亀裂あり</li> <li>・外壁モルタル一部浮きあり</li> <li>・外壁鉄筋の錆汁あり</li> <li>・タラップに錆あり</li> <li>・1階ホール等雨漏りあり</li> <li>・外構の外タイル不陸あり</li> <li>・自転車置場の灯具に錆あり</li> </ul> <p>2 備品については、備品54点中54点を実査し、良好に管理されていた。</p>
旭北公民館	<p>1 施設については、総体的に良好に管理されていたが、維持管理上次の箇所は補修又は経過観察を要すると認められた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋上テレビアンテナ固定部ボルトに錆あり</li> <li>・印刷室窓の開閉困難、玄関上部排煙窓の鍵施錠不能</li> <li>・印刷室内 重量収納物一部落下の恐れあり</li> <li>・敷地西側・北側のフェンス基礎に亀裂あり</li> <li>・敷地東側の金属フェンスの留め具が腐食等により破損</li> <li>・分電盤の鍵破損</li> </ul> <p>2 備品については、備品42点中42点を実査し、良好に管理されていた。</p>

## (2) 重点監査（法第199条第2項）

重点テーマを設定し、定期監査の中で重点（行政）監査を実施した。

### ア 重点テーマ

「公金における現金の管理について」

次の事項を主な着眼点として監査を行った。

- ・現金の収納及び確認体制が整備されているか。
- ・現金の保管は適切にされているか。
- ・私人徴収委託は適切に行われているか。
- ・資金前渡金は適切に管理されているか。
- ・精算は適切になされているか。

### イ 監査対象

#### (1) 1次調査対象課

全部局（18部81課）

#### (2) 2次調査対象課・施設名称

##### ア 公金直接収納に関する調査

##### (ア) 本庁窓口対象課

納税課、固定資産税課、保険年金課、環境政策課、環境保全課、まちづくり政策課、土木総務課、会計課、スポーツ課

##### (イ) 本庁以外の窓口対象課

農水産課（平塚新港駐車場）、市民課（土屋公民館、旭南公民館）、文化・交流課（ひらつか市民センター）、保育課（花水台保育園、若草保育園）、収集業務課（別館）、総合公園課（管理事務所、体育館窓口）、医事課（市民病院）、スポーツ課（桃浜町庭球場）、博物館、美術館

##### イ 資金前渡に関する調査

オリンピック・パラリンピック推進課、災害対策課、行政総務課、市民情報・相談課、文化・交流課、福祉総務課、生活福祉課、介護保険課、保育課、健康課、青少年課、開発指導課、会計課、選挙管理委員会事務局、学務課、教育研究所、スポーツ課

### ウ 監査結果

地方自治法第199条第2項の規定に基づく監査を執行し、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を行った。

#### (ア) 監査結果（抜粋）

平成30年度の重点監査は「公金における現金の管理」をテーマに、窓口等で直接現金を扱っている職場における現金の収納体制や保管状況、資金前渡を受けた際の現金の管理状況や精算が適切になされているか等を着眼点に調査を行った。平成28年度には、市が事務局として経理を担当する協議会の会計事務を対象に、いわゆる準公金について監査を行ったが、今年度はより広範に平塚市財務規則に基づき厳密に管理しなければならない公金としての現金の管理をテーマに監査を実施した。

監査の着眼点に基づく具体的な監査結果は、前節で述べたとおりである。今回、調査を行った多く

の課では概ね適切に現金を取扱っていたが、一部の課では現金取扱員として規定されていない者による現金の收受や、釣銭の私費での代用、終業後の個人での現金の保管等、不適切な取扱いが行われていた。こうした課においては、早急に適切な取扱い及び保管方法に改められたい。

今回の一次調査では、本市で初めてとなる現金の取扱いに関する全庁的な調査を実施し、現金の收受業務が160件に上ることや、現金取扱い業務に関する具体的なマニュアルを作成していない課が半数近くあるなど、その全体像が明らかとなった。他の自治体を見ると、会計課が中心となり庁内の統一的な手引き等を作成している団体も多い。今回の調査でも、各課で現金の保管方法や備えるべき整理簿、帳簿についての考え方がまちまちであることが判明しており、本市においても統一的なルールの作成が望まれる。このほか、他の自治体では定期的な研修会や会計管理者による検査を実施している団体もある。会計課はこのような取り組みを参考に、本市における現金管理の指導的、内部統制的役割を担い、管理体制の強化を図られたい。

また、本市では庁舎内で現金を取扱う窓口が多く、このため各課で釣銭を用意しているが、他の自治体を見ると証明書の発行窓口等、その場で手数料を徴す必要のある窓口を除き、納付書による支払いについては時間帯を問わず会計課（及び併設の指定金融機関派出所）で一元的に取扱っている自治体も多い。本市では指定金融機関派出所の営業時間外は各課で現金を收受しているが、会計課が一元的に取扱うことにより、多くの課で釣銭の用意を含む現金出納事務が不要となるうえ、課税（徴収）部門と出納部門が明確に分離されることとなり、事務の効率化及びリスク管理の徹底が図られる。本市においてもこのような出納体制の整備を図られたい。

最後に、今回の調査では、例えば報酬支払い業務において、本当に現金で扱うことが必要なのか、口座振替等の代替案を十分に検討しているのか、疑問に感じる業務も見受けられた。現金を扱うということは、それだけ紛失や盗難等のリスクが存在することとなる。各課はそのことをしっかりと認識し、可能な限りリスクを減らしていく意識が必要である。今後も市民から預かった大切な現金を確実に管理していくためには、こうした職員の意識改革を図るとともに、さらなるキャッシュレス化の推進やICTの活用等、公金管理の方策について市役所全体で取り組むことを望む。

### **（３） 財政援助団体等監査（法第199条第7項）**

#### **ア 出資団体監査**

市が出資している団体（資本金等の4分の1以上を出資している法人）のうち、3団体について監査を行った。

##### **（ア） 対象団体**

- a 公益財団法人平塚市生きがい事業団（平成30年7月20日監査実施）
- b 平塚市土地開発公社（平成30年7月20日監査実施）
- c 公益財団法人平塚市まちづくり財団（平成30年10月3日監査実施）

##### **（イ） 監査結果**

出納その他の事務の執行について適正に処理されていると認められた。

#### **イ 指定管理者監査**

1課2協定分、指定管理者1団体における事務執行について、平成30年10月24日に監査を行った。

(ア) 対象団体

- a 平塚市福祉会館  
所管課 : 福祉部福祉総務課  
指定管理者: 社会福祉法人平塚市社会福祉協議会
- b 平塚市南部福祉会館  
所管課 : 福祉部福祉総務課  
指定管理者: 社会福祉法人平塚市社会福祉協議会

(イ) 監査結果

- a 指摘・要望事項 (文書で公表したもの)

○ 平塚市福祉会館

所管課: 福祉部 福祉総務課

監査の結果	措置の内容
(指摘事項) (1) 所管課において、指定管理料の支払いが年度協定書に定める期限を過ぎていたので年度協定書の定めを守られたい。	(1) 指摘事項については、年度協定書の定める期限までに指定管理料を支払います。 今後、年度協定書の内容を遵守し、適切に事務処理をします。
(2) 指定管理業務事業報告書及び決算書について、自主事業の一部が指定管理事業として報告されており指定管理事業と自主事業の会計区分が明確になっていなかったため、所管課においては指定管理者に対して適正な管理を指導するとともに十分な点検をされたい。	(2) 指摘事項については、指定管理者に対し、指定管理事業と自主事業の会計を明確に分けるよう指導いたしました。 今後、指定管理事業と自主事業が明確に区分されているか等十分な点検を行います。

○ 平塚市南部福祉会館

所管課: 福祉部 福祉総務課

監査の結果	措置の内容
(指摘事項) (1) 所管課において、指定管理料の支払いが年度協定書に定める期限を過ぎていたので年度協定書の定めを守られたい。	(1) 指摘事項については、年度協定書の定める期限までに指定管理料を支払います。 今後、年度協定書の内容を遵守し、適切に事務処理をします。
(2) 指定管理業務事業報告書及び決算書について、自主事業の一部が指定管理事業として報告されており指定管理事業と自主事業の会計区分が明確になっていなかったため、所管課においては指定管理者に対して適正な管理を指導するとともに十分な点検をされたい。	(2) 指摘事項については、指定管理者に対し、指定管理事業と自主事業の会計を明確に分けるよう指導いたしました。 今後、指定管理事業と自主事業が明確に区分されているか等十分な点検を行います。

<p>(3) 基本協定書に定められた第三者に対する委託について、事前に書面による承認を得ることなく委託された業務があったので、所管課においては指定管理者に対して適正な手続きを指導するとともに業務の履行確認を確実に実施されたい。</p>	<p>(3) 指摘事項については、事業計画書及び指定管理業務第三者委託承認依頼書等の書面により第三者に対する委託業務の承認依頼を行う等適切な手続きを行うよう指導しました。 今後、業務の履行確認についても確実に実施いたします。</p>
---	--

#### (4) 決算審査（法第 233 条第 2 項）

##### ○ 令和元年度に実施した決算審査

##### ア 平成 30 年度平塚市公営企業会計決算意見について

地方公営企業法第 30 条第 2 項の規定に基づき、平成 30 年度平塚市病院事業決算及び平塚市下水道事業決算について審査を行い、令和元年 7 月 30 日に意見書を提出した。

##### (ア) 審査の結果（抜粋）

##### a 平塚市病院事業会計

##### (a) 決算諸表

審査に付された決算諸表は、地方公営企業法令等の規定に準拠し、かつ、前事業年度と同一の基準に従って継続して適用されており、また、財務諸表の表示方法は地方公営企業法令の定めるところに準拠しているものと認められた。

上記の財務諸表は、病院事業の平成 3 1 年 3 月 3 1 日現在の財政状態及び同日をもって終了した平成 3 0 年度の経営成績を、適正に表示しているものと認められた。

##### (b) 経営状況

平成 3 0 年度の病院事業は、2 9 科の診療科、感染症病床 6 床を含む 4 1 6 床の病床数により運営され、年間延べ患者数は入院で 1 2 7, 7 7 9 人、外来で 2 0 6, 4 7 1 人となっている。

##### (c) 総括意見

平成 3 0 年 1 0 月、平塚市民病院は昭和 4 3 年 1 0 月の開設から 5 0 年目を迎え、1 1 月には記念シンポジウムを開催、平成 3 1 年 3 月には記念誌を発行した。

前年度までに新館の建設や本館の改修等が行われてきた市民病院整備事業では、バスターミナルの整備や外構工事等が完了し、平成 3 1 年 3 月にグランドオープン式の式典が行われた。

医療機器については、人工心肺装置や全身麻酔装置等の整備、更新を行った。

制度の面では、平成 3 0 年 4 月に診療報酬の改定があり、1 0 月からは初診時保険外併用療養費を改定した。また、6 月には平塚市職員定数条例を改正し、平塚市民病院の職員定数を 6 0 9 人から 6 3 8 人に変更した。なお、7 月からは病院の運用病床を 2 5 床増やし、合計 3 8 6 床の運用としている。

その他、前年度からの継続的な取り組みとして、地域の開業医や病院等との連携強化のための「平塚市民病院登録医連携の会（花水クロスミーティング）」や、多職種の職員が参加して将来構想についての共通認識を深める「ワークショップ HCH 2 0 1 8」を開催した。

##### b 平塚市下水道事業会計

##### (a) 決算諸表

審査に付された決算諸表は、地方公営企業法令等の規定に準拠し、かつ、前事業年度と同一の基準に従って継続して適用されており、また、財務諸表の表示方法は、地方公営企業法令の

定めるところに準拠しているものと認められた。

上記の財務諸表は、下水道事業の平成31年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了した平成30年度の経営成績を適正に表示しているものと認められた。

(b) 経営状況

経営成績は営業収益が4,835万余円(1.0%)減少し、営業費用が2億838万余円(3.7%)減少した結果、当年度純利益が9億7,568万余円となった。また、下水道事業の経常収支比率は113.6%で、前年度より3.5ポイント上昇した。

(c) 総括意見

平成30年度は、経理方法を「企業会計方式(複式簿記)」へ移行し3年目となり、公共下水道事業及び農業集落排水事業を合わせた下水道事業全体の経営成績を示す事業収支において、下水道事業を運営していくための重要な財源である下水道使用料収入が増加し、また、企業債の償還が進み、支払利息が減少したことなどにより、前年度に引き続き純利益を計上した。

一方、本市の下水道事業は、今後、人口減少や節水型社会の定着により下水道使用料収入の大幅な増加は期待できないだけでなく、法定耐用年数を超え老朽化が進む管渠・施設等の更新やツインシティ大神地区の下水道整備に伴う資本費の増加が見込まれるなど、下水道事業経営を取り巻く環境は一層厳しさを増すと考えられる。老朽化が進む下水道施設の改築更新や今後の下水道整備に当たっては、効率的な整備手法の検討を行うとともに、国からの交付金等を積極的に活用し、引き続き事業の着実な推進に努められたい。

また、近年多発する局所的な集中豪雨により、平成30年7月豪雨では西日本を中心に甚大な被害が出ている。本市では、雨水対策として、「平塚市総合浸水対策基本計画」に基づき、短期対策として定めた重点対策地区7地区について、管渠の整備や浸透施設の整備等、自助・公助を併せた浸水対策を実施した。今後も継続して、令和元年度に策定した「平塚市総合浸水対策第2次実施計画」に基づき、自助を含めた総合的な浸水対策事業に取り組み、「安心・安全に暮らせるまちづくり」の実現に向けて整備を進められたい。

さらに、下水道事業の経営は、一般会計との間の適正な経費負担区分を前提として、公営企業として独立採算制の下に行われなければならないものとされている。下水道事業においては、今後の中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」の策定作業を進めているが、「汚水私費・雨水公費」の原則に基づき、汚水事業と雨水事業における経営上の課題分析と将来収支見通しを的確に行い、経営の健全化、アセットマネジメントの推進等に取り組み、中長期にわたる持続可能な経営を図られたい。

## イ 平成30年度一般会計・特別会計決算意見について

地方自治法第233条第2項の規定に基づき、平成30年度平塚市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び証書類その他政令で定める書類について審査を行い、令和元年年8月9日に意見書を提出した。

(ア) 審査の結果(抜粋)

審査に付された各会計決算書及び政令で定める書類の記載事項と記載様式については、いずれも関係法令に準拠して適法に処理され、かつ正確に表示されているものと認められた。

また、予算の執行状況についても、適法であり、適正に執行され、その目的は達成されたものと認められた。

a 決算状況

決算額は、一般・特別会計を合わせて歳入1,598億6,483万余円、歳出1,549億9,421万余円



となり、前年度に比べ歳入は71億5,460万余円(4.3%)、歳出は62億8,346万余円(3.9%)それぞれ減少した。歳入から歳出を差し引いた形式収支は、48億7,062万余円の黒字であった。また、形式収支から翌年度への繰越財源を差し引いた実質収支は45億2,534万余円の黒字となり、実質収支から前年度からの繰越額を差し引いた単年度収支は7億4,884万余円の赤字となった。

#### b 普通会計

普通会計における決算状況を主な財政分析指数でみると、財政力の強弱を示す財政力指数は、過去3年間の平均で0.976と前年度に比べ0.004ポイント上昇し、単年度は0.981と前年度と比べ0.008ポイント改善したが、平成22年度から9年連続して地方交付税(普通交付税)の交付団体となっている。公債費比率は4.3%となり、前年度に比べ0.4ポイント改善した。また、財政構造面での弾力性を示す経常収支比率は96.5%となり、前年度に比べ2.0ポイント上回り、引き続き財政の硬直化した状態は続いている。

#### c 一般会計

一般会計についてみると、歳入総額は853億9,373万余円で、前年度に比べ6億9,019万余円(0.8%)、歳出総額は823億4,896万余円で、前年度に比べ8,238万余円(0.1%)それぞれ減少した。実質収支については26億9,949万余円の黒字となり、単年度収支は4億8,552万余円の赤字となった。また、実質単年度収支は4億8,205万余円の赤字となった。

#### d 特別会計

特別会計についてみると、5会計合計の歳入総額は744億7,110万余円となっており、前年度に比べ64億6,441万余円(8.0%)減少した。また、歳出総額は726億4,524万余円で、前年度に比べ62億108万余円(7.9%)の減少となり、歳入歳出ともにそれぞれ前年度を下回った。実質収支は18億2,585万余円の黒字で、単年度収支は2億6,332万余円の赤字となった。

#### e 総括意見

平成30年度は、平塚市総合計画に掲げた重点施策事業を着実に進めるとともに、SNS等の多様な情報手段を活用し、市内外に平塚の魅力を積極的に発信するなどシティプロモーションの取組みも図られた。

一般会計・特別会計を合わせた平成30年度の決算額は、歳入歳出ともに減少し、単年度収支では、一般会計は前年度に引き続き、特別会計は前年度の黒字から転じてともに赤字となった。また、財政構造の弾力性等をみると、財政力指数はやや改善したものの、経常収支比率、経常一般財源比率は低下しており、その財政構造は硬直化が依然として続いている状況であるので、引き続き留意が必要である。歳出においては、人件費、扶助費の義務的経費は増加が続いている。義務的経費の増加は柔軟な財政運営に影響を及ぼすものであることから、社会情勢の変化や多様化している市民ニーズに応えるために、事務事業の見直しを進め、創意工夫により歳出の削減と自主財源の確保を図り、経済的、効率的な財政運営に努められたい。

平成30年度の実施事業では、平塚市総合計画実施計画を基本に平塚市行財政改革計画(2016-2019)により行財政改革が進められ、歳入確保では「未利用地等資産活用事業」や「債権徴収の推進事業」等、歳出削減では「民間活力活用事業」や「職員給与費適正化事業」等を進めることで、効果的な事業運営が図られた。引き続き健全な財政運営と市民サービスの向上に向け、IT(情報技術)の積極的な活用やRPA(ロボットによる事務作業などの自動化)の導入など、業務改善への新たな取組みを推進されたい。

また、多くの公共施設については、老朽化が進み改修・更新する時期を迎え始めることから、施設等の耐震化や長寿命化、施設の統廃合等は速やかに対応すべき課題である。平塚市公共施設等総合管理計画の目的である、将来にわたって持続可能かつ最適な管理運営の実現に向け、平塚市公共施設再編計画に基づき、更新時における他の既存施設との複合化や、各インフラの長寿命化を図るための計画的かつ適正な維持管理によるコストの縮減など、経営的視点を導入して、老朽化対策及び耐震化等

の課題に対処されたい。

最後に、地方公共団体を取巻く財政状況等は依然として厳しいものとなっている。

このような中、本市では、収入確保策の推進に伴い、市税等の収入の伸びが期待される。一方、扶助費などの社会保障関係費や公共施設の老朽化に伴う維持補修費は、引き続き増加が見込まれるほか、公債費についても、大型事業などに係る市債の償還があることから、今後も厳しい財政状況が続くものと考えられる。こうした情勢の下で、令和元年度は、平塚市総合計画の計画期間の中間年を迎え、今後4年間における施策や目標を定めるため、現計画の改訂作業を進めている。社会経済情勢の変化を的確に把握し、「選ばれるまち、住み続けるまち」の実現に向け、平塚市総合計画実施計画の各施策を着実に推進し、効率的かつ効果的な行財政運営に努められたい。また、「働き方改革」により個人の働き方や職場環境の見直しを行い、今後も市民が安心して快適な生活が送れるよう、市民と共に職員一丸となって取組まれることを望むものである。

## (5) 財政健全化審査 (地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項、第22条第1項)

### ア 平成30年度健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査を行い、令和元年8月9日に意見書を提出した。

### イ 健全化判断比率審査の結果

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

健全化判断比率	平成30年度	平成29年度	早期健全化基準	説明
ア 実質赤字比率	—	—	11.27%	一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率
イ 連結実質赤字比率	—	—	16.27%	全会計を対象とした実質赤字額（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率
ウ 実質公債費比率	2.0%	2.4%	25.0%	一般会計等が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する比率
エ 将来負担比率	23.2%	27.4%	350.0%	一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

(注1) 早期健全化基準：市の標準財政規模に応じた基準

(注2) 実質赤字比率、連結実質赤字比率については、赤字となっていない場合は「—」で表示される。

## ウ 資金不足比率審査結果

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

比率名	平成30年度	平成29年度	経営健全化基準	説明
ア 資金不足比率	—	—	20.0%	資金の不足額を事業の規模で除して得た比率

(注1) 資金不足比率については、資金不足が生じていない場合は「—」で表示される。

(注2) 対象となる会計は、病院事業・下水道事業・水産物地方卸売市場事業である。

## (6) 現金出納検査（法第235条の2第1項）

当該検査の月の前々月分を対象として、毎月、一般会計・特別会計（会計課所管）、病院事業会計（市民病院所管）、下水道事業会計を行った。

### ア 現金出納検査の結果

- (ア) 会計課  
現金の現在高、収入事務、支出事務について適正に処理されていると認められた。
- (イ) 病院事業会計  
会計事務処理、流動資産等については適正に処理されていると認められたが、流動負債の未払金に計上誤りがあった。
- (ウ) 下水道事業会計  
会計事務処理、流動資産、流動負債等について適正に処理されていると認められた。

## 2 住民監査請求（法第 242 条）

普通地方公共団体の住民は、長若しくは委員会又は職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担があると認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、必要な措置を講ずべきことを請求することができる。

この請求は、普通地方公共団体の職員による違法又は不当な行為等により普通地方公共団体が損失を被ることを防止するために、住民が、住民全体の利益を確保する見地から、職員の違法、不当な行為等の予防、是正を図ることを目的としている。

なお、平成 30 年度の住民監査請求事例はなかった。

### （1） 年度別請求件数等（過去 5 年間）

年度	請求件数	処理結果			取り下げ
		勧告 (請求に理由があると認める場合)	請求棄却 (請求に理由がないと認める場合)	請求却下 (請求要件を欠く場合)	
26	1	—	—	1	—
27	1	—	—	1	—
28	—	—	—	—	—
29	—	—	—	—	—
30	—	—	—	—	—

### （2） 請求事案及び処理結果（過去 5 年間）

請求年月日	事案	通知年月日	処理結果
26. 10. 16	人件費総額及び障害福祉費に関する請求	26. 10. 30	却下
27. 5. 12	浄化槽清掃業務に関する請求	27. 6. 5	却下

### 3 監査の体制

#### (1) 監査委員（4人）（令和元年10月1日現在）

○ 識見監査委員

代表監査委員（常勤） 高梨 秀美（平成29年12月20日就任）

監査委員 大塚 政弘（平成30年10月31日退任）

監査委員 井澤 郁人（平成30年12月1日就任）

○ 議選監査委員

監査委員 須藤 量久（平成31年4月30日退任）

監査委員 吉野 和美（平成31年4月30日退任）

監査委員 黒部 栄三（令和元年5月17日就任）

監査委員 府川 正明（令和元年5月17日就任）

#### (2) 監査委員事務局（8人）（令和元年10月1日現在）

事務局長

┆  
（監査担当） — 局長代理 — 主管（1） — 主査（3） — 主任（2）

## 4 平成30年度を振り返って

令和元年（2019年）11月

平塚市監査委員	高梨 秀美
同	井澤 郁人
同	黒部 栄三
同	府川 正明

- 平成30年度は、「平塚市総合計画～ひらつかNEXT～」の3年目となり、人や企業から「選ばれるまち、住み続けるまち」の着実な実現を目指し、平成30年度実施計画においては、4つの重点課題である「地域経済の活性化」、「子育て支援」、「超高齢社会への対応」、「安心・安全なまちづくり」に対する取組みを展開されました。実施事業では、平塚市総合計画実施計画を基本に平塚市行財政改革計画（2016－2019）により行財政改革が進められ、歳入確保では「未利用地等資産活用事業」や「債権徴収の推進事業」等、歳出削減では「民間活力活用事業」や「職員給与費適正化事業」等を進めることで、効果的な事業運営が図られました。引き続き健全な財政運営と市民サービスの向上に向け、ITの積極的な活用やRPAの導入など、業務改善への新たな取組みを推進していただきたい。
- 一般会計・特別会計を合わせた平成30年度の決算額は、歳入歳出ともに減少し、単年度収支では、一般会計は前年度に引き続き、特別会計は前年度の黒字から転じてともに赤字となっております。また、財政構造の弾力性等をみると、財政力指数はやや改善したものの、経常収支比率、経常一般財源比率は低下しており、その財政構造は硬直化が依然として続いている状況です。
- 公営企業について、病院事業に関する平成30年度の状況をみると、医業損益は赤字となったものの、損失額は前年度より減少し、医業の収益性を示す医業収支比率は上昇しました。これにより、医業外損益、特別損益を加えた経常損益及び純損益は、前年度までの赤字から黒字へと転じる結果となりました。これは、平塚市民病院が取り組んでいる収益確保や経費抑制のための方策が、成果として現れたものと思われます。

また、下水道事業に関する平成30年度の状況をみると、公共下水道事業及び農業集落排水事業を合わせた下水道事業全体の経営成績を示す事業収支において、下水道事業を運営していくための重要な財源である下水道使用料収入の増加や企業債の償還が進み、支払利息が減少したことなどにより、前年度に引き続き純利益を計上しています。
- 平塚市は、総合計画の計画期間の中間年を迎え、今後4年間における施策や目標を定めるため、現計画の改訂作業を進めている状況です。社会経済情勢の変化を的確に把握し、「働き方改革」により個人の働き方や職場環境の見直しを行い、今後も市民が安心して快適な生活が送れるよう、市民と共に職員一丸となって取組まれることを望みます。